

ポンツーン型貨物はしけに関する事項

改正規則

鋼船規則 Q 編

改正事項

ポンツーン型貨物はしけに関する事項

改正理由

ポンツーン型貨物はしけについては、東南アジアの島嶼国等を中心に数多く運航されてきているが、近年、これらの国々の経済発展に伴う海上貨物輸送量の増加により、建造量が増加している。

鋼製はしけに対する要件は、鋼船規則 Q 編に規定されており、ポンツーン型貨物はしけに対する特別要件が Q 編 21 章に規定されている。しかしながら、ポンツーン型貨物はしけに関する要件は、1970 年代に鋼船規則 Q 編が制定されて以来、これまで、大きな見直し等も行われてこなかったことから、業界より、現状に即したより合理的な要件とするよう望まれていた。

業界要望に応じて、ポンツーン型貨物はしけの建造及び運航実績等に基づいて、当該はしけに対する構造要件を改めた。

改正内容

- (1) ポンツーン型貨物はしけの船体横断面係数に関する要件を Q 編 21.2.2 として規定した。
- (2) ポンツーン型貨物はしけの縦通梁の断面係数に関する要件を改めた。
- (3) ポンツーン型貨物はしけの水密隔壁最下部に用いる板の増厚に関する要件を Q 編 21.2.10 として規定した。
- (4) ポンツーン型貨物はしけの 船首船底補強に関する要件を Q 編 21.2.11 として規定した。